

プロフェッショナル人材確保事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県プロフェッショナル人材確保事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）（以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 知事は、「攻めの経営」への転身を促し、個々の企業の成長および地域経済の活性化の実現を目指すため、公益財団法人滋賀県産業支援プラザに設置したプロフェッショナル人材戦略運営拠点を通じて、プロフェッショナル人材を雇い入れる場合、その実施に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、「プロフェッショナル人材」（以下「プロ人材」という。）とは、中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、かつ、概ね5年以上の職業経験を有する人材であって、経営の強化につながる活躍が期待できる者として当該中小企業等が認めた者をいう。

(助成対象者)

第4条 助成金交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、県内に事務所・事業所を有する事業主であって、プロ人材を正規に雇い入れようとする者のうち、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 公益財団法人滋賀県産業支援プラザに設置したプロフェッショナル人材戦略運営拠点「滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じて人材とのマッチングが成立し、県内の事務所・事業所でプロ人材を雇用する中小企業者。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者または同項第3号に規定する中小企業者と同規模の医療法人もしくは社会福祉法人であること。
- (3) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (4) 当該事業申請日または補助金交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (5) 県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付の申請をした者もしくはその役員等が次の各号に該当する者は助成対象としないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(助成対象事業)

第5条 この助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別表1に掲げる事業とする。

(交付基準)

- 第6条 この助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率および助成限度額は、別表2に掲げるとおりとする。
- 2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表2に掲げる助成率を乗じて得た額または助成限度額のいずれか低い額とする。

(交付の条件)

- 第7条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- (1) 当該助成金の申請は、一助成対象者あたり1回までとし、プロ人材の正規雇用1人分とする。
 - (2) 助成対象者が事業対象期間内にプロ人材を雇用する場合に負担する費用であること。
 - (3) 事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、助成金の交付の目的の達成および事業の遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りでない。
 - (4) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(交付申請)

- 第8条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 滋賀県税に関する誓約書兼同意書(様式第1号別紙1)
 - (2) 助成対象事業実施計画書（様式第2号）
 - (3) プロ人材の履歴書
 - (4) 申請者の沿革および事業概要が分かる書類（会社案内、定款の写し等）
 - (5) 過去2年間の貸借対照表および損益計算書の写し
 - (6) その他知事が必要と認めるもの

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

- 第9条 助成対象者は、助成金交付申請を行うにあたって、当該助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。また、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないため、消費税等仕入控除税額を含めて助成金交付申請を行った場合は、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときに、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。

(助成金の交付決定)

- 第10条 知事は、第8条の規定による助成金の交付申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

- 第11条 前条の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、前条の交付決定の内容に対して不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとする場合は、当該通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(助成対象事業の変更等)

第12条 助成事業者は、助成対象事業の内容を変更、中止または廃止しようとするときは、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成対象事業実施計画書（様式第2号）

(2) その他知事が必要と認めるもの

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、適当と認めたときは、助成金交付決定変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(助成対象事業の遅延報告)

第13条 助成事業者は、助成対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかにその旨を記載した書面を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 助成事業者は、交付決定助成対象事業が完了したとき（第10条の規定に基づく交付決定および第12条第2項の規定に基づく廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日または助成金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 助成対象事業実績報告書（様式第6号別紙1）

(2) 助成対象経費算出表（様式第6号別紙2）

(3) プロ人材の勤務実績、助成対象経費の金額および支出が確認できる書類の写し

(4) プロ人材の正規雇用に係る雇用契約書の写し

(5) 民間人材紹介事業者との個別コンサルティング契約書の写しおよび当該経費の領収書の写し

2 前項の実績報告を行うに当たっては、当該助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る助成対象事業の実施結果が交付決定の内容（第12条第2項の規定に基づく承認を行った場合には、その内容）およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式第8号）により、助成事業者に通知するものとする。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 助成事業者は、事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（減額して申請または報告した場合にあっては、その金額のうち減額して申請または報告した額を上回る部分の金額）の返還を命ずる。

(助成金の交付決定の取消し)

第17条 知事は、第12条第1項の規定に基づく助成対象事業の中止または廃止の申請があった場合および次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 助成事業者が、法令もしくはこの要綱またはこれらに基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合

(2) 助成事業者が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合

- (3) 助成事業者が、助成対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) その他助成対象事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(助成対象事業の経理等)

第18条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿および証拠書類を助成対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後、10年間保管しておかなければならない。

2 助成対象事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第19条 助成事業者は、第8条の規定に基づく交付申請、第12条の規定に基づく事業内容の変更(中止・廃止)承認申請、第14条の規定に基づく実績報告、第9条および第16条の規定に基づく消費税等仕入控除税額報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(検査の実施)

第20条 知事は、助成事業者に対し、必要に応じて検査を実施することができる。

(標準処理期間)

第21条 標準処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による助成金の交付の決定は、第8条の規定による申請があった日から15日以内に行うものとする。
- (2) 第12条第2項の規定による交付決定の変更は、第12条の規定による変更承認申請があった日から14日以内に行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第14条の規定による実績報告があった日から30日以内に行うものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月12日から施行し、令和2年度の助成金に適用する。

付 則

この要綱は、令和3年7月16日から施行し、令和3年度の助成金に適用する。

別表1 助成対象事業

| | |
|--------|---|
| 助成対象事業 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況の回復や成長戦略強化を目指す県内中小企業者が、公益財団法人滋賀県産業支援プラザに設置した「滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点」への相談を通じて、民間ビジネス人材事業者とのマッチングが成立しプロ人材を正規に雇い入れる場合。</p> <p>ただし、以下の条件を満たすものに限る。</p> <p>①直近で、県外で就業していたプロ人材を県内の事務所または事業所で正規に雇用するもの。</p> <p>②事業開始日(試用期間を含む)が令和3年8月1日から令和4年2月28日の期間内であること</p> <p>③対象のプロ人材が、助成対象者の役員の3親等以内の親族でないこと。</p> |
|--------|---|

別表2 助成対象経費および助成率等

| | |
|--------|--|
| 助成対象経費 | <p>助成対象事業を実施するに際して、助成対象者が負担する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間人材ビジネス事業者に支払う紹介手数料 <p>ただし、上記費用を対象とする国や県その他公的支援機関等が行う事業と重複して申請することはできない。</p> |
| 助成率 | <p>上記経費の合計額の2分の1以内(千円未満の切り捨て)</p> |
| 助成限度額 | <p>100万円</p> |

誓 約 書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)
氏 名

[代表者の生年月日・性別]

生 年 月 日 (大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)

年 月 日

（あて先）

滋 賀 県 知 事

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名
発行責任者名
（連絡先）

プロフェッショナル人材確保事業助成金交付申請書

令和 3 年度において、プロフェッショナル人材確保事業助成金事業について、プロフェッショナル人材確保事業助成金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき助成金の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

- | | | | | |
|-------------------|----|---|---|---|
| (1) 助成対象事業完了予定年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| (2) 助成対象経費 | | | | 円 |
| (3) 助成金交付申請額 | | | | 円 |

（関係書類）

- 1 滋賀県税に関する誓約書兼同意書（様式第 1 号別紙 1）
- 2 助成対象事業実施計画書（様式第 2 号）
- 3 プロフェッショナル人材の履歴書
- 4 会社案内、定款の写し等
- 5 過去 2 年間の貸借対照表および損益計算書の写し
- 6 その他知事が必要と認める書類

滋賀県税に関する誓約書 兼 調査に関する同意書

滋賀県知事あて

令和 年 月 日

- 1 申請者は、以下のことを誓約します。
 - (1) 滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。
 - (2) 上記(1)が事実と相違し、プロフェッショナル人材確保事業助成金の補助対象者として認められず、受付が取り消されても異議のないこと。
- 2 上記1(1)の確認のため、以下のことに同意します。
全ての滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等の納付または納入の状況に関して、滋賀県税の完納情報の確認を行うこと。

【申請者】

| | |
|------------------|--|
| 住 所 (法人本社所在地) | |
| フリガナ | |
| 氏 名 (法 人 名) | |
| 電 話 番 号 | |

【注意事項】

* 法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称をご記入ください。

* この同意書を提出された時点で滋賀県税を完納されたとしても、納税が確認できるまで、1週間から4週間程度の時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

助成対象事業実施計画書

| | | | |
|--------|-------------------------------|-----|--|
| 企業名 | | | |
| 代表者名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 担当者名 | | | |
| TEL | | FAX | |
| 電子メール | | | |
| 企業の概要 | (会社案内、パンフレット等で概要がわかる場合は、記載不要) | | |
| 本事業の目的 | | | |

| | |
|------------------------------|---|
| 1 プロフェッショナル人材を雇用して行う事業の概要 | (1) 自社の今後の事業計画とプロフェッショナル人材雇用の関係（人材雇用の必要性） |
| | |
| | (2) 上記事業のため、事業主が求めるプロフェッショナル人材の経験・スキル・資格等 |
| | |

| | | | |
|---------------------|--|--------------------|--|
| | (3) プロフェッショナル人材の事業開始日 | | |
| | 令和 年 月 日 | | |
| | (4) プロフェッショナル人材の雇用後の配置先、役職および居住地（都道府県名） | | |
| | 配置先： (勤務地：) 役職： 居住地： | | |
| 2 プロフェッショナル人材の経歴 | (1) 氏名（ふりがな） | | |
| | (2) 生年月日 | 年 月 日（満 歳） | |
| | (3) 雇用するプロフェッショナル人材の直近の勤務地および居住地（都道府県名） ※雇用前の前職および居住地の状況を記載 | | |
| | 勤務地：() 居住地：() | | |
| | (4) 概要（プロフェッショナル人材が有するスキル・資格、職業経験の内容および経験年数等） | | |
| | | | |
| 3 | 利用した民間人材紹介事業者 | | |
| | 企業名： | | |
| 4 | 助成金交付申請額 | 円（千円未満切り捨て） | |
| 5 | 交付申請額の算定根拠 | 民間人材紹介事業者に支払う紹介手数料 | |

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事

プロフェッショナル人材確保事業助成金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付で申請のあった標記助成金については、滋賀県補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので同規則第6条の規定により通知します。

記

助成金交付決定額 金 円

年 月 日

（あて先）
滋賀県知事

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名
発行責任者名
（連絡先）

プロフェッショナル人材確保事業助成金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記助成金について、
下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を申請します。

(1) 変更（中止・廃止）の内容

(2) 変更（中止・廃止）の理由

(3) 変更（中止・廃止）の年月日

注) 変更の場合は、助成対象事業実施計画書（様式第2号）を添付すること。その際、変更前と変更後が容易に比較対照できるよう、変更に係る部分について二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。その他、交付申請時に添付した書類に変更、追加がある場合には、その関係書類を添付すること。

様

滋賀県知事

プロフェッショナル人材確保事業助成金交付決定
変更（中止・廃止）承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定し、このたび令和 年
月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった標記助成金については、プロフェッシ
ョナル人材確保事業助成金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり変更（中止・廃
止）を承認したので通知します。

記

1. 変更（中止・廃止）する内容

| | | |
|---------|---|---|
| 前回交付決定額 | 金 | 円 |
| 変更交付決定額 | 金 | 円 |
| 交付決定額合計 | 金 | 円 |

（あて先）
滋賀県知事

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名
発行責任者名
（連絡先）

プロフェッショナル人材確保事業助成金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があつたプロフェッショナル人材確保事業助成金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 助成対象事業実績報告書（様式第6号別紙1）
- 2 助成対象経費算出表（様式第6号別紙2）
- 3 プロフェッショナル人材の勤務実績、助成対象経費の金額および支出が確認できる書類の写し
- 4 プロフェッショナル人材の正規雇用に係る雇用契約書の写し
- 5 民間人材紹介事業者との個別コンサルティング契約書の写しおよび当該経費の領収書の写し(該当者のみ)

<振込口座>

銀行名・支店名

口座種別

口座番号

口座名義

（フリガナ）

助 成 対 象 事 業 実 績 報 告 書

| | | | |
|-------------------------|----------------------------|------------------------------|-------------------------|
| 1 | プロフェッショナル人材雇用の概要 | (1) 氏名 (ふりがな) | |
| | | (2) 生年月日 | 年 月 日 (歳) |
| | | (3) プロフェッショナル人材を雇用して行った事業の概要 | |
| | | (4) プロフェッショナル人材の役職、配置先および居住地 | |
| 2 | プロフェッショナル人材の雇用開始日 | 令和 年 月 日 | |
| 3 | 助成対象経費の支払日 | 令和 年 月 日 | |
| 4 | 助成対象経費 | | 円 |
| 5 | 雇用後の状況 | 配置先および役職 | 配置先： (勤務地：) 役 職： |
| 6 | プロフェッショナル人材の居住地 (都道府県名) | | 移転前：() 移転後：() |
| 7 | プロフェッショナル人材の雇用後の仕事内容 | | |
| ※ 参考資料を添付するなど詳細に記載すること。 | | | |

助成対象経費算出表

企業名： _____

| |
|----------------|
| プロフェッショナル人材 氏名 |
| |

（単位：円 税抜き）

| 項目 | 補助対象事業費 | | 支出の相手方 |
|-----------------------|---------|--------------|--------|
| | 交付申請時 | 支出合計金額 | |
| 人材紹介手数料 （千円未満切り捨て） | ア | ウ | |
| 助成金 （100万円以内） | イ 交付決定額 | エ 確定額（ウ×1/2） | |

- ※1 エは、イを上回ることはできません。
- ※2 すでに経費支出を終えた金額のみ対象となります。
- ※3 経費の内訳・明細を確認できる書類（請求書等）を添付すること。

(あて先)
滋賀県知事

住 所
名 称
代表者職氏名
発行責任者名
(連絡先)

プロフェッショナル人材確保事業助成金仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定があったプロフェッショナル人材確保事業助成金について、プロフェッショナル人材確保事業助成金交付要綱第9条および第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金確定額 | 金 | 円 |
| | (令和 年 月 付け 第 号による額の確定通知書) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

※(別紙)を添付すること

プロフェッショナル人材確保事業助成金に係る仕入控除税額

1 住 所

2 名 称

3 代表者名

4 補助金確定(見込)額 円

5 仕入控除税額の概要

(1) 助成金の使途の内訳

(単位:円)

| 区 分 | 課税仕入 | | | 非課税仕入 使用分 | 合 計 |
|-----------------------|-------------|--------------|-------|--------------|-----|
| | 課税売上対応 分 | 非課税売上 対応分 | 共通対応分 | | |
| 経 費 の 内 訳 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 合 計 | | | | |

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。

第 _____ 号
年 月 日

様

滋賀県知事

プロフェッショナル人材確保事業助成金の額の確定について

令和 ____年 ____月 ____日付で実績報告書の提出があった標記助成金については、滋賀県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

助成金確定額 金 円